

## 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1 ※	特定個人情報保護法では、まず「特定個人情報」についての定義がしっかりしておらず、これでは十分な議論が得られません。本気に一般から意見をもらおうとしているのであれば、もう少し議論をしやすく語彙の定義を行ってから、公募すべきです。	用語の定義については、規則案の第1条で番号法において使用する用語の例によるとしており、「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項で定義されている内容（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報）となります。
2	実効的に検査が厳格に行われるように、切に望みます。 表面的・内内的な検査で終わってしまうことなく、国民感覚での実行が可能な状態となるようお願いします。	ご趣旨のとおり行政機関等において特定個人情報が適正に取り扱われるよう、委員会が番号法に基づいて、実効性のある検査を行います。

※ その他の部分については、特定個人情報に関わりのある内容ではないため、省略させていただきました。